

# 「本当の難民」とは誰か —学生による「難民」の定義から—

佐々木 綾子

千葉大学大学院国際学術研究院

Who are the “Real Refugee”? : Descriptions by Students

SASAKI Ayako

## 要旨

本稿は、「難民」という定義やカテゴライズによってネガティブにステレオタイプ化された人々が、実際には一人ひとり違う人間であることへの理解と想像力を働かせてもらうこと、ステレオタイプ化した日本の難民問題を捉えなおすことに焦点をあてて実施した講義と学生の反応を記したものである。

法的地位としての難民、歴史的、政治的、社会的な属性の位置づけとしての難民、個人の実験としての難民は、それぞれ別の位相で存在しつつ相互に関連しあっている。そのイメージのズレが生じる場所に問題が生じ得ることへの理解を促した。そのうえで、ステレオタイプやスティグマの生成過程への理解と、カテゴリー内部に生きる個人への着目を促すことによって、学生の「難民」の描写が豊かになることがわかった。学生ひとりひとりが、「難民」や「難民問題」の多様な解釈を可能とする枠組みを増やせるような教育的サポートが必要である。

## キーワード

難民、ステレオタイプ、スティグマ、カテゴリー、解釈枠組み

難民とは自分が自分であることを守るために国を渡ることができる勇気に満ち溢れた人々である。もう少し詳しく言うと、自分を構成する要素の中で自分が大事だと思うものを守ろうとすることができるということである。これは性の問題も宗教の問題もそうだ。多数派に服従すればそこにいることがもしかしたらできるかもしれない。しかしそれでも守りたいものがあるから国を越える。この行動をできる人々が難民ではないだろうか。

(ある学生による、講義後の「難民」の定義)

大学の授業において、筆者がいくつかある講義テーマの一つとして「難民」を扱うようになってから10年が経つ。過去10年において、「難民」という用語や「難民問題」に対する、日本の大学生の講義前の認知度は高まっているように感じているが、講義後の当事者性をもった理解には必ずしも至っていないというのが実感である。「難民」という言葉は聞いたことがあるし知っている、しかし、身近な人として難民を考えたり、自分が難民問題に関係あると思っていたりする学生はほとんどいない。つまり、多くの学生にとって難民問題とは、知識として習得したとしても、スケールが大きすぎて自分にはどうにもできない問題であり、自分の生活や人生にはまったく無関係な「他人事」として片づけることが可能な問題のうちの一つとして位置づいている。その結果、日本から見た、「難民受入れのメリット、デメリット」や「受入賛成、反対」といった観点からの主張が知識習得の成果として授業コメントに記されることになってしまい、難民に対する他者性、非当事者性が強調されてしまうのが現状である。

本稿は、「難民」という定義やカテゴライズによってネガティブにステレオタイプ化された人々が、実際には一人ひとり違う人間であることへの理解と想像力を働かせてもらうこと、同時に、世界との関係においてステレオタイプ化した「日本の難民問題」を捉えなおすことに焦点をあてて実施した講義とそれに対する学生の反応を記したものである。具体的には、ガイタニディス・ヤニス、小林聡子、吉野文編著(2020)『クリティカル日本学』を用い、「世界のなかの『日本』」(千葉大学普遍教育「国際科目」、2020年度第2タームオムニバス講義、ガイタニディス・ヤニス代表)において、筆者が執筆した第5章「日本に『本当の難民』はいないのか」を教科書として実施した一コマを題材とし、学生に授業コメントとして課した「難民の定義」を紹介する。本授業での学生の反応とともに、これまでの授業での学生の反応についても参照することで、とりわけ「難民」のイメージの変化や「難民問題」に関する学生の言動の変化を促し、当事者性を喚起し得る「難民」の表象や「難民問題」の提示の方法について考察を行いたい。

## 難民の置かれた「状況」と「問題」：なぜ問題か、誰にとっての問題か

本講義に限らず、これまで難民に関する講義を実施する際、自らの立ち位置を自覚して

もらうためにまず質問から始めることにしている。難民は「問題」か。「問題」である場合に、なぜ問題か。それは誰にとっての問題か、という問いだ。「難民」や「難民問題」は、どの立ち位置からみるのかということによって、どんな状態が「より良い」状態なのか、どんな状態になったら解決したといえるのかが異なる。つまり、受け入れ国、送り出し国、当事者、支援者、あるいは傍観者の視点などから目指される「より良い状態」は、紛争や迫害が世界からなくなること、自分たちの国に難民が戻ること、移動した先で人間らしい生活をできるようにすること等といったように異なる。もちろん、「難民」という概念そのものがなくなれば、「難民問題」も存在しないため、難民問題は解決する可能性があることにも触れておく。

通常、国際条約上の難民の定義については、講義の最初の段階で説明している。1951年の「難民の地位に関する条約」および1967年の「難民の地位に関する議定書」によれば、難民とは、「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいと迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた人々」のことである。ここで、本講義では「逃れた」という消極的イメージを変化させる意図を込め、「避難を決断した人々」という筆者の解釈を加えた<sup>i</sup>。

そのうえで、数値でみた世界における難民の状況、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) によって打ち出されている解決の方向性、2018年に国連で採択された「難民に関するグローバルコンパクト」に関する説明を行った。また、難民認定申請の99%以上が不認定となる日本の難民（申請中の人、仮放免状態の人を含む）が置かれた状況と「難民」というカテゴリーに付与された「ステイグマ」に関する講義を行った。最後に、難民というカテゴリーのもつ3つの意味について説明をすることによって、各国における法的地位としての難民、歴史的、政治的、社会的な属性の位置づけとしての難民、そして個々人の経験としての難民は、それぞれ別の位相で存在しつつ相互に関連しあっており、それぞれのイメージのズレが生じる場所に「問題」が生じ得ることへの理解を促した<sup>ii</sup>。

2020年度の講義は、音声入りのスライドを用いたオンデマンド型の講義資料のほか、UNHCRの動画『グローバル・トレンド2019』<sup>iii</sup>およびドキュメンタリー映像作家の久保田徹氏の作品のひとつである『ADNAN Lost in Korea』<sup>iv</sup>をmoodle上に掲載し、学生に閲覧してもらった。また、コロナ禍により身近に起きている移動の制限、理不尽な差別や人権侵害についても触れつつ、難民の状況を多角的に考察できるよう思考を誘った。

以下では講義の概要を示しつつ、講義内容に若干の補足と考察を加えたうえで議論を進めていきたい。

## 1) 世界の難民と国連の取り組み

UNHCR(2020: 2)によれば、2019年現在、世界で移動を余儀なくされた人々の数は7,950万人、そのうち、国境を越えた移動を伴い、「難民」となった人々は2,600万人、2019年度中に新たに難民申請を行った人々は420万人であった。また、7,950万人のうち、18歳未満

の子どもは40%を占め、受け入れている国々の約85%は「途上国」と呼ばれる国々であった。シリア、ベネズエラ、アフガニスタン、南スーダン、ミャンマーの5か国が難民の約7割の出身国となっている一方、トルコ、コロンビア、パキスタン、ウガンダ、ドイツなどが多くの難民を受け入れた。

UNHCRでは、「恒久的解決策」として3つの策を提示している。最初に逃れた「庇護国における社会統合」も、自らの出身国への「自主帰還」もかなわないなか、現在、世界の協働と連携として望まれているのが「第三国定住先での社会統合」という方向である。2016年には国連総会において移民と難民の保護を促進するための「ニューヨーク宣言」が採択され、2018年12月の国連総会では「難民に関するグローバルコンパクト」が採択されることとなった。過去最多数を更新し続ける難民に対し、世界各国の連帯が改めて呼びかけられており、国際機関や各国政府のみならず民間企業や非政府組織（NGO）との協働・連携のうえでの解決策が推進されている。

## 2) 日本における難民と政府の取り組み

このように、国際社会における協働や連携が呼びかけられてはいるものの、日本の条約難民<sup>v</sup>の認定数は依然として少なく、認定率でみても1%未満となっているのが現状である（表1）。申請数自体が積極的に難民を受け入れている国々と比較すれば圧倒的に少ないのだが、日本における難民認定数は過去10年において年間50件を超えたことはなく、2019年度の認定率は0.4%に過ぎない。難民認定は受けることができなくても、人道配慮によって特別に在留を許可されている者の数を含めても極めて少ない人数しか保護しておらず、且つ難民申請中であっても原則として入国管理局の収容施設に収容するという「全件収容主義」をとっていることが、国際社会や市民団体からの批判を受けている<sup>vi</sup>。

こうした国際的な批判や市民団体からの批判に対し、日本政府は何もしていないわけではない。インドシナ難民の来日をきっかけに日本政府が難民条約へと加入してから、インドシナ難民の受入れ事業とその家族の呼び寄せ等への対応を行ってきた。また、第三国定住プログラムとして、2010年からはタイのミャンマー難民を、2015年からはマレーシアからミャンマー難民を受け入れている。諸課題は残されているものの、2020年から当該枠組

表1 日本における「難民」申請者数および認定者数の推移

西暦	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
申請数	1,202	1,867	2,545	3,260	5,000	7,586	10,901	19,629	10,493	10,375
認定数*1	39	21	18	6	11	27	28	20	42	44
人道配慮*2	363	248	112	151	110	79	97	45	40	37

\*1 認定数には「異議申し立て」による認定も含む。

\*2 人道配慮とは、難民認定はされないが、日本への在留を特別に許可された者のこと。

出典：法務省入国管理局（2019年度は出入国在留管理庁）

各年度におけるプレスリリース「難民認定者数等について」より筆者作成。

みを利用した難民受入の拡大が決定しており、国際社会における役割を全く果たしていないとは言えない。ただし、「出入国在留管理」を第一の業務としているなかでの「難民認定審査」は「保護目的」で行われているとは言い難く、難民条約に加入する国として、申請者の99%が不認定となる制度をもって難民保護の責任と役割を果たしていると胸を張れるかどうかには大いに疑問が残る。

### 3) これまでの授業における学生の反応

以上の内容は、筆者が過去10年の授業のなかでおおよそ伝えてきた数値ベースの知識である。難民に関するこのような知識を得た初学の学生の反応は大きく二つにわかれてきた。一つは、「かわいそう」「ひどい」という反応であり、「日本はもっと難民を受け入れるべきだと思います」という意見に収斂していくような反応である。もう一つは、「かわいそう」ではあるが「こわい」「重荷になる」という反応であり、「治安悪化の可能性」や「経済的な負担」などを理由に「日本は難民を受け入れるべきではない」という意見に収斂していく反応である。いずれにしても、「難民」は他者化されたまま、日本における受入賛成・反対の議論に移行してしまっていた。

ただし、「もっと難民を受け入れるべき」「受け入れ態勢を整えるべき」といった方向で関心を高めた学生たちのなかには、ボランティア活動や啓発活動に自発的に関わるようになる者も多く存在してきた。関心が行動にうつった段階で、これまで「難民」というカテゴリーのなかで描かれた想像上の人物に実際に出会い、一人ひとりの経験を聞いたり、交流を重ねたりするのだが、そのうち「〇〇さん」との「対等な関係」を指向するようになる者も出てくる。そして、「支援じゃない」「友達のような」関係を築きたいと願いながら、「難民」の人々とのかかわりをもとうとする。

しかし実際には、国籍や正規の在留資格をもち、今夜の寝る場所や食べる物には困らない大学生と、正規の在留資格を持たず、いつなるとき国に強制送還されるかもしれない「非正規滞在者」や、いつまで日本で暮らしていくのか、いつ祖国に帰ることができるのかも見通せない「難民認定者」という圧倒的な社会的、法的な違いが根底には存在している。その構造的な非対称性を見落とすことなく、立場性を理解した上で「対等な関係」をどのようにつくっていくことができるのか、「支援じゃない」助け合いをどのように具体化できるのか、学生は模索していくことになる。

### 4) 問題解釈の枠組みとステレオタイプ、スティグマ

今回の講義では、「難民」を各自がどのような立ち位置から捉えているかを確認し、また、その立場からつくられたステレオタイプを自覚したうえで、そのステレオタイプが難民の人々に与えている影響を考える機会を提供することにした。内容の詳細は、教科書を参照してもらうこととし、ここでは概要を説明しておく。

現在の入管の対応に関して批判を行う支援団体や弁護士の側は、難民申請中の者や認定

が為されずに不服申し立てを行う者、入管収容者の置かれた状況やその経験の絶望性、非人道的扱われ方を強調するあまり、「イノセントな難民」「かわいそうな難民」像を生み出しやすく、結果として「難民」のステレオタイプ化に加担してしまっている。一方、日本の難民認定の在り方や認定率の低さに関する出入国在留管理庁側、法務省側の説明は、一貫して「こわい」「治安を乱す」「不法就労」を目的として難民申請を行う「偽装難民」像としてのステレオタイプを生み出してきた。こうして、両極端にてステレオタイプ化された「難民」とともに、「難民らしさ」を求められた当事者たちは、自らのアイデンティティとのネガティブなズレを感じざるを得ない状況に置かれてしまう。

ここでステレオタイプやスティグマが生成されるプロセスを確認するために、こうした「難民」カテゴリーが産み出す「問題」を、私たちはどのような種類の「問題」と関連させて位置づけているのかについて考える機会を設けた。ある「出来事」や「経験」を解釈する際、既に社会にはその「出来事」や「経験」を言い表せるような語彙があるか、私たちがそれらの語彙を的確に使用できるかどうかを解釈の在り方を左右する（草柳、2004）。例えば、「子どもが親らしき大人に怒鳴られて泣いている」場面に出くわしたとき、「付き合っている人にスマホの友人の連絡先を全て消去される」という経験をしたとき、「見た目が『外国人』らしき人が、夜中の公園のベンチで佇んでいる」ところを見かけたとき、あなたはそれをどのように解釈するだろうか。社会には、虐待、しつけ、デートDV、喧嘩、不法滞在、ホームレス等、こうした状況を描写し得る様々な語彙が存在する。しかし、ある「出来事」や「状況」をどのように解釈するかは、その人が作動させる解釈枠組みの在り様や、それらの語彙を的確に使用できるかどうかによるのである。

「難民」が不法滞在者、テロリスト、犯罪者などという語彙と容易に結びついて記述されたり、外国人の活用、労働力の確保、経済的メリットといった語彙を用いて安易に語られたりするのは、そのような「問題解釈の枠組み」が自然と作動してしまう社会に私たちが生きており、そうした枠組みを使って社会に起きている「出来事」を解釈しているからに他ならない（佐々木、2020：108）。一方で、「難民」を救済すべき人、破綻国家の犠牲者といった「かわいそう」で「無力な」存在として描写してしまうのも、自分とは無関係な世界で起こる「出来事」として問題を解釈する枠組みを私たちが作動させているからでもある<sup>vii</sup>。ある「出来事」や「経験」を解釈する際に自らが作動させる問題解釈の枠組みと、ステレオタイプ化され、スティグマ化された「難民」カテゴリーは常に連動しているのである。

### 「難民」カテゴリーの持つ3つの意味

それでは、ステレオタイプ化されスティグマ化された「難民」カテゴリーそのものをなくしてしまえば「問題」は解決するのだろうか。

確かに、「難民」というカテゴリーがなくなれば、「難民問題」も存在しなくなるのだから

ら、「難民問題」は解決するだろう。しかしながら、現在の「国民国家」の枠組みがあらゆる制度政策や日々の生活のなかに組み込まれている状態のままで「難民」というカテゴリーをなくしても、「難民状態」に置かれた人々への差別や偏見はなくなり、彼らを実際の暴力や迫害から保護することもできない。難民はグローバルイシューとして捉えられることが多いが、実際には、難民概念や保護の仕組みは「国民国家」規範をもとにつくられている<sup>viii</sup>。現在グローバルに認識され、各国の難民の取り扱いの前提となっている国際条約においては、「宗教、民族、国籍、肌の色、性別、セクシュアリティ、政治的意見などによって、その国にいと迫害されたり迫害の恐れがあつたりする人々が別の国によって保護される仕組み」が難民保護の仕組みであるからだ。ある人が難民の状態になってしまう、その人の持つ「属性」が、その時代のその地域においてどんな位置づけにあるのか、歴史的にどんな位置づけにあったのか、その「属性」の位置づけに根差した差別構造や社会構造を変えない限り、難民カテゴリーがなくなっても差別や迫害そのものがなくなることはないだろう。

「難民問題」を解決しよう、「難民」を支援しようとする前に、私たちは「難民」というカテゴリーの持つ、少なくとも3つの意味について理解を深める必要がある。ひとつは、ある国のなかで法的に定義された、難民認定審査をクリアした「難民」という法的身分の証明としての難民である。二つ目は、ある人の持つ「属性」が歴史的、政治的、社会的に位置づけられたとき、差別や迫害の対象となっている（なってきた）という意味での「難民状態」に該当する人のもつ「属性」の位置づけである。そして三つ目は、ある社会において個人の経験を語るときに参照され、用いられる「難民」という語彙の在り様である。この、各国における法的地位としての難民、歴史的、政治的、社会的な属性の位置づけとしての難民、そして個々人の経験としての難民は、それぞれ別の位相で存在しつつも相互に関連しあっている。そのイメージのズレが生じる場所に「難民問題」が生起しているといえるのではないだろうか。

### 講義後の学生による「難民」の定義：「難民」を描写する多様な語彙

上記のような講義を行ったのち、「講義を受け、あなたはどのように『難民』を定義しますか。200字以内で述べてください」という授業後コメントを課した。近年は、シリアの紛争やベネズエラの食糧不足などの状況から難民を捉えている者も多く、条約難民の定義がむしろ新たに知った難民のイメージとして追加される者も少なくないようである。講義内でポジティブな解釈やカテゴリーの意味を説明したこともあり、本講義後の学生による難民の描写は大変豊かなものとなった。しかしながら、難民の多様性や主体性を認める方向での描写とともに、そこに課される「ふるまい」の適切さを強化し、「らしさ」の再生産を行いかねない描写もあった。また、「特別な移民」として「難民」カテゴリーを消滅させようとするもの<sup>ix</sup>や、「難民の定義はなくした方がよい」「文字による定義ではステ

レオタイプを払拭することはできない」といったコメント、「難民という単語は行動に名前をつけたもので、その人の中身について表している言葉ではない」等のコメントも複数見受けられた。

学生の言葉を借りて、ここに「難民」を定義してみる。

「難民」とは、周囲から理解されることなく排除され、居場所をなくし、周りとの対等な関係を失って命とアイデンティティの危機に晒された結果、ひとりの人間として人権が保障された生活を営むために、生きたいという意志と希望をもって他国に逃れた人である。彼らは、勇気をもって逃れた国において周囲の支えを必要とし、また支えられるべき存在であるのに、「当たり前の暮らし」を送ることができていない人たちは、まだ「難民」のままだ。

### 「難民」の表象：「かわいそう」で「こわい」客体から、生き抜こうとする主体へ

「難民」や「途上国の女性」を「被害者」あるいは「無力な女性」として表象することは、「知の主体」としての欧米諸国や先進国に「救済者」としての更なる正当性を与え、パターナリスティックな企図に利用させてしまうとして、多くの研究領域において批判がなされてきた（例えばChowdhury, 2015；辻上、2017）。「かわいそうな人たち」「救い出すべき人たち」として対象化することで、自らの加害性を忘却し、自らが作り出し維持している構造的暴力を不可視化したり、物理的な「軍事介入」をも正当化したりしてしまう危険があるということである。また、移民研究において「なぜ人は移動するのか」が繰り返し問われ、移動する主体の行為主体性（エージェンシー）が問われてきたのに対し、戦後の難民保護レジームを前提とした難民研究において、難民は「保護や支援を必要としている受け身の被害者として観念されてきた」（山岡、2020：255）。このことは、「難民」が「保護」や「支援」を受けるに値する「かわいそうな姿」をしていなければならないという観念をも同時に生み出してきたといえるだろう。

このような、「かわいそうな被害者」としての「難民」については、1990年代～2000年代にかけての国際的な枠組みにおいて「虐待」や「女性に対する暴力」が犯罪化され、「被害者パラダイム」（Emerson, 1994）が採用されるようになったことにも関連させて論じることができる。セクシュアルハラスメント、ドメスティックバイオレンス、児童の商業的搾取、最悪の形態の児童労働、人身取引などの「加害者」を罰し、「被害者」を保護支援するための法整備が整うようになり、これまで不可視化されてきた人々の声を「被害者」として救い上げることができるようになった。しかしながら、その際に起こる「被害者化」と「保護」という名の「管理」「支配」に抗う動きも同時に活発化し、「エージェンシー」により重点を置く研究や運動、支援活動、援助技術論なども展開されるようになったのである。例えば、「治療」や「支援」を行う医療、看護、社会福祉学の分野においても、

表2 講義後の学生による「難民の定義」(抜粋)

【主体】 勇気／希望／意思／決断する主体	政治的問題や差別などの理不尽な理由のために、勇気を持って戦っている人たち
	自由を求めて難しい決断をした勇気を持った人たち
	勇気をもって人生を変える決断をし、避難しようと決断した人
	生きるために自分の国を出た勇気ある人々
	生活を諦めずやり直そうとした勇気ある人々
	生きたいという意思、希望を持っている人
	逃亡先の国や地域へ新たな希望を抱いて移動する人々
	自分自身ではどうにもできないことに直面し、立ち向かおうとしている人々
【環境】 周囲の理解／居場所／安心／対等な関係からの排除	「理解してもらおう」ことが難しい民。理解者がいなくなったときに難民になる
	安全に暮らすことが難しい民
	何らかの権利が奪われたり、自分らしく生きることが許されない状況にある人達
	本人に非のない理由によって周りと同等に生きていくことの難しくなった人
	周囲の状況が原因である地域に住み続けることができず、自分のことを受け入れてくれる環境を求めて移動している人達
	ある属性から追い出された、迫害を受けた人たち
	その時代や国における「難民(となり得る人々)」のもつ「属性」の社会的な位置づけのために、別の国によって保護される権利を持つ人々
	社会の中で不利な立場に置かれた者。国と社会に心身共に傷つけられている人々
【危機】 命／人権／権利／アイデンティティの危機	一人の人間として人権が保証された生活を営むために他国に逃れた人
	自分の属性で心に負担を抱えている人
	その人が生活している社会において、一般とされる枠組みからはみ出すことで、人権を蔑ろにされたり理不尽な暴力にさらされている人々
	特定の状況に置かれている、特定の社会集団に属しているなどの理由で、本国では人権や本来持つべき諸権利が保障されない人々
	その国において人権を否定されるような「属性」や「アイデンティティ」を持つ人で、自分の人権を守るために他国に逃れる必要のある人
	命の危機だけでなく「アイデンティティの危機」にさらされている人々
【保護】 理解／支え／当たり前の暮らしの保障	移動した先の人々によって支えられるべき存在
	一人一人の状況を理解し、周囲の支えを必要としている人々
	難民を普通の生活ができるようにという意味で保護しなければならない
	外国に逃げられたからといって、当たり前の暮らしを送れていない人たちもまだ「難民」のままである

出典：講義後に得た186名分のコメントより筆者作成。なお、学生には、論文に匿名で引用することへの承諾を得ている。

当事者主権という考え方やエンパワメントアプローチが取り入れられ、自己決定のプロセスを如何に支えていけるかが議論されるようになり、これまで「患者」や「被害者」と呼ばれてきた人々が、困難や苦難を生き延びた「サバイバー」として、積極的な意味を付与されるようになった<sup>x</sup>。

このような、「被害者」から「サバイバー」へという表象の変化は、遅ればせながら、啓発活動や支援活動のために実施される難民の表象にもようやく反映されるようになってきた。例えば、日本において難民と呼ばれる人々と日本人との交流の場や議論の場を創り出したり、難民の人々の技術や知識、言語力等と求人とのマッチングを図る支援をしたりすることで、難民の保護から難民による社会貢献の実現までをサポートしようという団体が注目されるようになった。そうした団体の一つであるNPO法人WELgeeのホームページにおいて、「難民」は図1のように表象され、トップページには以下のような記載がある。

### 【私たちの想い】

日本にも、紛争・差別・迫害などから逃れ日本にやってくる「難民」と呼ばれる人たちがいます。

希望をかけて逃れて来た先の日本でも追い込まれ「自分は役に立たない人間だ」と可能性を閉ざしている人たちがいるのが現状です。

しかし、実は彼らは将来的な故郷の担い手たちなのです。

同様に、世界の難民の保護や支援を主導する国連機関であるUNHCRによる難民の表象も変化しつつある。例えば日本において、UNHCR駐日事務所および国連UNHCR協会によって2018年度まで実施されてきた「(国連)UNHCR難民映画祭」は、2019年度よりその名が『UNHCR WILL2LIVE Cinema』となり、「#生き抜くチカラ」と描写されるようになった<sup>xi</sup>。危機的な状況を難民が「生き抜く」ことへと焦点が移行し、脆弱な難民を保護するだけでなく、難民に寄り添いながら彼らが「生きる」ことをサポートしていこうと呼びかけるような変化が起きている。

このように、かわいそうな客体から、生き抜こうとする主体へと、難民の表象は変化しつつある。だがあえて、エージェンシーや個人の意志、個人の力を強調しすぎることでその背景に退けられがちな構造的要因、またその行動や移動の動機の見落としもこともあり得ることにも触れておきたい。

高谷(2018:51)は、在日国際結婚女性をめぐる議論の変遷を説明するなかで、1980年代後半からしばしば行われてきた、日本人と国際結婚をした移住女性たちの置かれた構造的な抑圧に着目する議論が、かえって彼女たちを「商品」や「犠牲者」と見なし、偏見を強化したり、女性たちの主観的認識とずれた議論をしてきたりしたことへの批判としてエージェンシーを強調した研究がなされてきたと述べている。しかしながら、社会構造的ななかで脆弱な位置におかれた国際結婚女性が活用できる資源は限られていることも確か



図1 「カラフル」な難民たち

出典：NPO法人WELgee ホームページより。© 特定非営利活動法人WELgee  
<https://www.welgee.jp/>

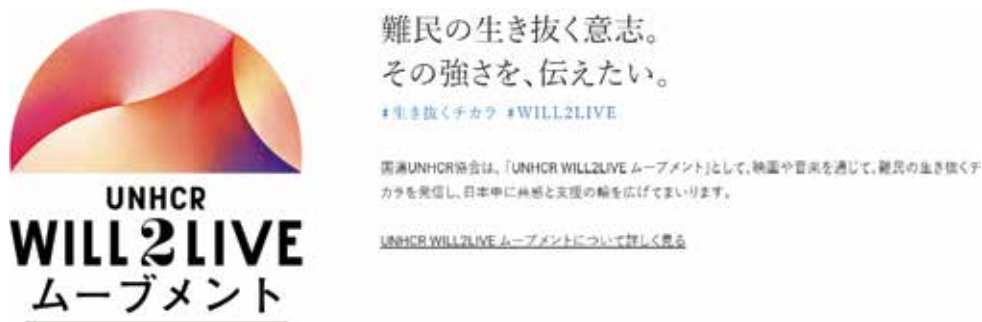


図2 「生き抜く意志」を伝える『Will2Live Cinema』の広報

出典：「UNHCR WILL2LIVEムーブメント」ホームページより。© UNHCR WILL2LIVE  
ムーブメント 2020  
<https://unhcr.will2live.jp/>

で、構造的な制約のもとでエージェンシーが発揮されていることも同時に指摘している(高谷、2018：52-53)。

こうした議論を踏まえて難民の人々が置かれた状況や「難民支援」について考えたとき、彼らの「勇気」や「意志」や「決断」を一方向的に褒めたたえたり、移動の「強制性」を一方向的に強調したりすることなく、構造的要因が難民のエージェンシーをどのように制約しているのか、また構造的制約が課されるなかで難民のエージェンシーがどのように発揮されるのかを射程とした議論のうえに「支援」の在り方を考える必要があることがわかる。学生が、難民の人々の置かれた場所や自分との立場性の違いを考慮せず「対等な関係」をつくりたいと願うことは、構造的な差別の影響を不可視化してしまうが、「対等な関係」

をつくりたいという個々人の想いと繋がりこそが、「難民」という位置におかれた人々のエージェンシーを引き出す糸口にもなり得る。構造的制約がかかる状況を一人で打開することは事実上不可能であり、その制約をなくしていくためには、制約の内外に存在する「他者」が、個人の意志や個人の力を引き出すために重要な役割を果たし得るのだ。

これまでの「難民」や「貧困」に関する講義のなかで、少数ではあるものの、「能力がないから難民になる」「途上国政府の責任であって、日本政府の責任ではない」「貧困は自己責任」といった自己責任論をふりかざすものや、「被害者面するなら被害者らしくふるまえ」という主旨の悲しいコメントもあった。「能力さえあれば、どんな環境でも生きていけるはず」「自分の身は自分で守るべき」「頑張れば成功できる」というメッセージは現代社会の至るところに溢れている。恐らく、学生の多くはそうしたメッセージを受け取り、ここまで「頑張って」きたのだろう。であればこそ、「頑張れる」機会を独占して脆弱な立場にある者を切り捨てるのではなく、国境を越えてひとりでも多くの人々にその機会を提供するために力と知恵を貸してもらいたい。「ボーリングを楽しむ生活ができる難民は難民じゃない」<sup>xii</sup>「家族と一緒に生活できているのに、感謝の気持ちがない」<sup>xiii</sup>「部屋にアニメグッズがたくさんある」から「貧困ではない」<sup>xiv</sup>といったように、「保護すべき人」「助けを必要としている人」は自分と同じような「当たり前の生活」をする権利はないと断言する前に、少しだけ考えてみてほしい。他人を非難したり、異なる意見を拒絶したりすることよりも、自分も含めて「当たり前の生活」を送ることができる人々をひとりでも増やすことの方が豊かな未来につながるのではないか？そうした問いかけを重ねつつ、学生の視点の転換を促すことが大切だろう。

## おわりに

本稿では、学生の「難民」に対するイメージや「難民問題」に関する言動の変化を促し、当事者性を喚起し得る「難民」の表象や「難民問題」の提示の方法について考察を行ってきた。構造的な差別や制約のなかで、個々人はどのように「難民」となる決断をし、それを実行するのか。「難民」というカテゴリーが生まれる背景を理解したうえで、カテゴリー内部に生きている個々人に目をむけることによって、学生の難民の描写は豊かになる。どんなに難民の定義を精緻化しても、逆にどんなに定義を拡大しても、「本当の難民」を一義的に描くことなどできない。スケールの大きすぎるグローバルイシューを前に、考えることを放棄したり他人と切り捨てたりすることなく、「難民」や「難民問題」の多様な解釈を可能とする枠組みをひとりひとりが増やしていくことが必要である。

これらを目標として難民や難民問題を提示することによって、学生のもつステレオタイプ化された難民像を相対化し、難民問題への当事者性を喚起することができるのではないだろうか。

## 参考文献

- 草柳千早 (2004) 『「曖昧ないきづらさ」と社会—クレイム申し立ての社会学』世界思想社。
- 佐々木綾子 (2020) 「日本に『本当の難民』はいないのか」ガイタニデイス・ヤニス、小林聡子、吉野文 編著『クリティカル日本学』明石書店, 101-117.
- 高谷幸 (2018) 「現代日本におけるジェンダー構造と国際結婚女性のシティズンシップ」安里和晃編『国際移動と親密圏—ケア・結婚・セックス』京都大学学術出版会, 49-78.
- 辻上奈美江 (2017) 『『アフガン・ガール』をめぐる眼差しの暴力—主体・表象・交差性』『文化人類学』82(3), 386-394.
- 山岡健次郎 (2019) 『難民との友情—難民保護という規範を問い直す』明石書店。
- Chowdhury, E. H. (2015). "Rethinking Patriarchy, Culture and Masculinity: Transnational Narratives of Gender Violence and Human Rights Advocacy." *Journal of International Women's Studies*, 16 (2), 98-114.
- Emerson, R.M. (1994). "Constructing serious violence and its victims: processing a domestic violence restraining order." *Perspectives on Social Problems*, 6, 3-28.
- UNHCR (2020) *Global Trends Forced Displacement in 2019*, <https://www.unhcr.org/5ee200e37.pdf> (2020年11月9日閲覧)

## 注

- i 難民とは、あらゆる人々に起こり得る理不尽な状況を「仕方がない」「これが運命」と諦めることなく、「移動」に人生をかける判断をした「勇気ある人々」であるともいえるかもしれない、という解釈も提示している。
- ii この3つの意味は「並列」で考えるというよりも、「難民」について考えるにあたって、法→属性→個人という順番に気付いていくものとしてとらえることもできるのではないかという、有益なご意見を査読者から頂いた。確かに、現状において日本で勉強する学生が「難民」について知る順番はまさしくその通りである。だが、「難民」と呼ばれる当事者にとっては、この順番はむしろ逆であろう。その順番の違いや焦点の当て方が研究者の属性や経験、学問領域上の研究アプローチにも反映される傾向にあることから、「難民」に関する学際的な研究や教育、問題解決への試みが重要になることに改めて気付かされた。ご意見に感謝し、この点に関しては機会を改めて考察を深めたい。
- iii 『UNHCRグローバル・トレンド2019』は以下のURLで閲覧可能である。<https://www.youtube.com/watch?v=rwKwJaboeGY> (2020年11月9日閲覧)
- iv 『ADNAN Lost in Korea』は以下のURLで閲覧可能である。<https://creators.yahoo.co.jp/kubotatoru/0200017877> (2020年11月9日閲覧)
- v 「条約難民」とは、1951年に採択された「難民の地位に関する条約」において定義された難民の要件に該当すると判断された難民のことである。
- vi 入管の収容者への度重なる人権侵害や収容中の者の自殺、ハンガーストライキの末の餓死、体調悪化者の救急搬送の拒否など収容中の人権侵害行為が深刻化したこと、日本に基盤があったり難民申請中だったりするために、強制送還を拒む者（政府は「送還忌避者」とよぶ）が増加していることなどを背景に、入管と収容、送還に関する問題について議論が行われている。2020年9月、国連人権理事会の恣意的拘禁作業部会では、東日本入国管理センターで長期収容された外国籍の難民申請中の男性2名の個人通報に対して、この2名の収容は恣意的拘禁に該当し、自由権規約第9条等に違反するという意見が採択された。支援団体や日弁連では、当該問題に対する意見書等を出している。

- 例えば、移住者と連帯する全国ネットワークホームページ等を参照。<https://migrants.jp/news/voice/20201019.html> (2020年11月9日閲覧)
- vii 講義内では、何が正しい解釈ということではなく、ある「出来事」に遭遇したとき、人によって解釈の枠組みが異なってくることへの理解を促した。
  - viii 他方で、近年の日本社会では、ネットカフェ難民、ランチ難民、買い物難民など、「難民」の使用法が多様化している状況もあり、こうした「難民」の安易とも思われる使用法に対して警鐘を鳴らす者もいる (例えば、ボイス・オブ・ユース JAPAN (2020年5月5日) : <https://voiceofyouth.jp/archives/2712>)。しかし「難民問題」を研究する学生のなかには、一般の人々にはアクセスが不可能だった「難民」という専門用語が、一般の人々にも使用可能になったことの意義をポジティブに受け止める余地もあるのではないかと指摘した者もいる。
  - ix 山岡 (2019) は、「難民研究」の在り様を批判的に検証するなかで「人の国際移動」という現象に対し、国民国家側の都合で恣意的に引かれてきた「移民」と「難民」の線引きについて、経済学、社会学、国際法学、国際政治学、法哲学また文化人類学にもおよぶ広範な領域からの先行研究に基づき大変興味深い議論を展開している。本稿はステレオタイプや当事者性を喚起する「難民」の表象の提示に関する議論に焦点を当てているため、彼の議論の詳細は紙面を改めて考察したい。
  - x 関連し、筆者は米国の人身取引被害者支援団体における調査をもとに2012年度日本社会福祉学会関東部会研究集会 (2013年3月9日、大正大学巣鴨キャンパス開催) において「被害者保護からサバイバー支援への転換—米国・ロサンゼルス地域の人身取引問題に対する取り組み—」と題した報告を行っている。
  - xi 詳細は、<https://unhcr.will2live.jp/otwd2020-01/> 参照。(2020年11月9日閲覧)
  - xii トルコから家族に連れられて日本にきて、「仮放免」のまま10年以上を過ごしているクルド人の若者についてのショートドキュメンタリー動画を講義資料として使用した際の学生からのコメント。動画は以下参照。<https://creators.yahoo.co.jp/hyugafumiari/0200000521> (2020年11月9日閲覧)
  - xiii コスメ用品を扱うLUSHによる、難民の方へのインタビュー動画に対する一般の方のコメントから。<https://jn.lush.com/article/refugee-interview> 参照。(2020年11月9日閲覧)
  - xiv 2016年8月に放映されたNHKによる「子どもの貧困」を扱った番組において、体験を語った女子高生の自宅の部屋に「アニメグッズがあった」ことや、本人と思われるツイートのなかに「1000円以上のランチを食べた」というものがあったことから、体験を語った高校生が「本当の貧困者ではない」といった中傷被害を受けた事件からの引用。詳細は、毎日新聞社『子どもの貧困 語った高校生を批判、中傷 人権脅かすネット炎上「実態見えにくさから誤解』(2016年8月25日東京朝刊)<https://mainichi.jp/articles/20160825/ddm/012/040/035000c> (2020年11月9日閲覧)